特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大村市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長崎県大村市長

公表日
令和1年6月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、各種申請・届出・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行っている。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 〇第1号被保険者、任意加入者の資格の取得・喪失、種別変更等に関する受理・審査・報告 〇第1号被保険者、任意加入者の氏名変更、住所変更、死亡の報告等に関する届出の受理・審査・報告 〇年金手帳の再交付申請書の受理・報告 〇保険料の免除申請（申請免除・納付猶予・学生納付特例）・取消申請・不該当届、法定免除該当届・消滅届、産前産後免除該当届の受理・審査・報告 〇老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金等に関する裁定請求書・届出書の受理・審査・報告
③システムの名称	1. Acrocity国民年金　2. MICJET番号連携サーバ　3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　実施しない　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部　市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民環境部　市民課　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号0957-53-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部　市民課　〒856-8686　長崎県大村市玖島1丁目25番地　電話番号0957-53-4111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年5月17日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年5月17日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月19日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	福田　純子	森　和子	事後	
平成29年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月17日時点	平成28年12月5日時点	事後	
平成29年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月17日時点	平成28年12月5日時点	事後	
	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、各種申請・届出・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行っている。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 〇第1号被保険者、任意加入者の資格の取得・喪失、種別変更等に関する受理・審査・報告 〇第1号被保険者、任意加入者の氏名変更、住所変更、死亡の報告等に関する届出の受理・審査・報告 〇年金手帳の再交付申請書の受理・報告 〇保険料免除申請（法定免除・申請免除・学生納付特例・若年者納付猶予）・取消の受理・審査・報告 〇老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金等に関する裁定請求書・届出書の受理・審査・報告	国民年金法に基づき、各種申請・届出・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行っている。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 〇第1号被保険者、任意加入者の資格の取得・喪失、種別変更等に関する受理・審査・報告 〇第1号被保険者、任意加入者の氏名変更、住所変更、死亡の報告等に関する届出の受理・審査・報告 〇年金手帳の再交付申請書の受理・報告 〇保険料の免除申請（申請免除・納付猶予・学生納付特例）・取消申請・不該当届、法定免除該当届・消滅届、産前産後免除該当届の受理・審査・報告 〇老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金等に関する裁定請求書・届出書の受理・審査・報告	事後	
	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	森　和子	市民課長	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年12月5日時点	令和1年5月17日時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月5日時点	令和1年5月17日時点	事後	
	Ⅳ リスク対策	なし	項目の追加	事後	